

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・土地改良事業計画の変更を相当とする旨の決定	農 村 整 備 課
・県営土地改良事業計画の決定	〃
◎ 長崎県病院企業団告示	
・長崎県病院企業団議会臨時会の招集	長崎県病院企業団

告 示

長崎県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年8月18日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道
路 線 名 204号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町山内免字百合野2番2地先から 平戸市田平町山内免字京木480番6地先まで	前	8.4~27.4	473.5	
	後	10.6~27.4	473.5	

公 告

土地改良事業計画の変更を相当とする旨の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、芦辺土地改良区の土地改良事業計画の変更を相当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項で準用する同法第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に異議の申出をすることができる。

令和5年8月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業変更計画書（土地改良施設維持管理事業）の写し
- 2 縦覧期間
令和5年8月18日から令和5年9月7日まで
- 3 縦覧場所
壱岐市役所郷ノ浦庁舎窓口
勝本庁舎窓口
芦辺庁舎窓口
石田庁舎窓口

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農業水路等長寿命化・防災減災事業（農業用排水施設工）芦辺第2地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年8月18日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
芦辺第2地区県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和5年8月18日から令和5年9月7日まで
- 3 縦覧場所
壱岐市役所郷ノ浦庁舎窓口
勝本庁舎窓口
芦辺庁舎窓口
石田庁舎窓口

電話代表
直通表
(八二四)
二二
一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町八番十二号

長崎県病院企業団告示

長崎県病院企業団告示第2号

次の事件を付議するため、長崎県病院企業団議会臨時会を令和5年8月30日午後2時30分長崎市に招集する。

令和5年8月18日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

- 1 長崎県病院企業団議会副議長の選挙に関する事
- 2 長崎県病院企業団監査委員の選任について議会の同意を求めることについて
- 3 企業長専決事項報告（令和5年度長崎県病院企業団病院事業会計補正予算（第1号））

株式会社
クイック
プリン
弥ト